花巻市特定建設工事共同企業体事務取扱要領

（平成２３年３月２８日市長決裁）

（趣旨）

第１　この要領は、花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱（以下「要綱」という。）第１４条の規定に基づき、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において、特定建設工事共同企業体とは、大規模であって技術的難易度の高い工事、その他工事の規模、性格に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事の施工を目的として結成する共同企業体をいう。

（対象工事）

第３　特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の対象工事は、原則として次表の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表の右欄に定める設計金額であるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の種類 | 設計額 |
| 土木一式工事 | 　２億円以上 |
| 建築一式工事 | 　３億円以上 |
| 電気工事 | 　１億５，０００万円以上 |
| 管工事 | 　１億５，０００万円以上 |

２　前項に規定する設計金額に満たない工事であっても、工事の内容等により共同企業体による施工が必要と認められる場合については、対象工事とする。

（構成員の要件）

第４　共同企業体の構成員は、次の要件を満たさなければならないものとする。

(1) 要綱第６条による市営建設工事請負資格者名簿に登載された者で、市内に本店を有する者であること。ただし、当該者が対象工事を適正に施工することが困難であることが明らかであるときは、当該者以外の者を対象とすることができる。

(2) 当該市営建設工事の設計額に応じた等級別区分がされた者であること。

(3) 市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱（平成１８年花巻市告示第１０号）に基づく指名停止措置等を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。

(5) 対象工事の現場に建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

（結成方法等）

第５　共同企業体の結成方法は、要綱第１２条及び第１３条の資格者による自主結成とする。

２　共同企業体の構成員の数は、２又は３者を原則とする。ただし、工事の規模、技術的難易度により特に必要と認められる場合は、更に構成員の数を増やすことができる。

（入札の参加申請）

第６　共同企業体が入札に参加しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加申請書（様式第１号）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第２号）

（出資比率）

第７　共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

(1) ２者で構成する場合　３０パーセント以上

(2) ３者で構成する場合　２０パーセント以上

（代表者）

第８　共同企業体の代表者は、構成員の中で最も大きな施行能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とするものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第９　条件付一般競争入札による入札の結果、落札候補者となった者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第３号）及び別に定める書類を提出しなければならない。

　（電子入札による手続）

第１０　電子入札システムによる入札を行うときは、「市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札実施要領」により行うこととする。

２　入札執行は、原則として電子入札システムによるものとする。

（その他）

第１１　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行し、施行日後に行われる指名通知及び公告に係る請負契約から適用する。

　　　附　則

この要領は、平成２６年２月１７日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１月２４日から施行する。

様式第１号（第６関係）

令和　　　年　　　月　　　日

特定建設工事共同企業体入札参加申請書

花巻市長　　　　　　　様

（共同企業体の名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

代表者　　所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記工事に係る入札に参加を希望しますので、別紙「特定建設工事共同企業体協定書」を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

１　工事番号　　　　　　　　号

２　工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

３　入 札 日　　　令和　　　年　　　月　　　日

様式第２号（第６関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 花巻市発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を花巻市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後６か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率）

第８条　各構成員の出資比率は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資比率は変わらないものとする。

（構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

（構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

（構成員名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設置し、組織及び編成並びに建設工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　銀行　　　　　　店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算をするものとする。

（利益金の配当の比率）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条の規定による出資の比率により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の比率）

第14条　決算の結果、欠損を生じた場合には、第８条の規定による出資の比率により構成員が欠損を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の比率を、残存構成員が有している出資比率により分割し、これを第８条の規定による比率に加えた比率とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該建設工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　　者は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を　　　通作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、各自所持するものとする。

令和　　　年　　　月　　　日

構成員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第３号（第９関係）

令和　年　月　日

**特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書**

　花巻市長　　　　　　　　様

（共同企業体の名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

　　　　　　　　　　　　　代表者

所　 在　 地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員

所　 在　 地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

構成員

所　 在　 地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　下記工事に係る条件付き一般競争入札の参加資格の確認について申請します。

　なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入 札 日　　令和　　年　　月　　日

２　工事番号　　　　　　号

３　工 事 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

４　添付書類

　　　□　総合評定値通知書（写）

　　　□　建設業許可書（写）

　　　□　技術者配置調書

　　　□　その他市長が必要と認める書類